

**SNS 等を活用したがん検診・ワクチン接種普及啓発業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

県民に対するがん検診の受診や各種ワクチンの接種を広報することを目的とし、SNS 等を活用したがん検診・ワクチン接種普及啓発業務を実施する者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある者

3 契約期間

契約日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 事業費

¥ 7, 3 6 0, 0 0 0 以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

仕様書参照

6 プロポーザルに係る手続

(1) 募集要項の配布及び応募図書の提出

令和 5 年 10 月 11 日（水）から同年 10 月 25 日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の各日午前 9 時から午後 5 時まで

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

イ 提出方法

応募しようとする者は応募図書を作成すること。

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上、令和 5 年 10 月 25 日（水）までに事務局に到着するように提出すること。

(2) 募集要項等の内容に関する質問及び回答

ア 質問受付期間

令和5年10月11日(水)から同年10月17日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和5年10月20日(金)までに質問者に回答する。

(3) 書類の作成及び提出

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)各7部(ただし、キについては1部)を事務局へ提出すること。

ア 応募申請書(様式第1号)

イ 提案者概要(様式第2号)

ウ 企画提案書(任意様式)

エ 経費積算見積書(様式第3号)

オ その他提案内容を説明する参考書類(様式任意)

カ 会社概要等提案者の概要を説明する書類

キ 納税証明書(2種類:提出の日において発行から3か月以内のもの)

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管:税務署(納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」)

②兵庫県税に滞納のない証明

地方税(都道府県)所管:兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」)

※兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書(様式第4号)

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を実施する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 企画構成 企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等

イ 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績等

ウ その他 その他事業を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 業務の内容等

(1) 県は、業務を実施する者として選定されたもの(以下「選定事業者」という。)と提案事業の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定事業者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- (2) 選定事業者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定事業者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (3) 選定事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、事業日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 選定事業者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (5) 選定事業者は、当該契約により受託した事業に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

9 事務局

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 柿坂
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 078-362-3202 ファックス 078-362-9474
電子メール shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp